ご相談ください。

ふれあい福祉相談

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）
問い合わせ　ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986　※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談（どんな相談でも）	毎週月～金曜	8：30 ～ 17：00
ボランティア相談（活動希望・援助依頼等）		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第１金曜	10：00 ～ 15：00
◇不動産相談	毎月第３水曜	
障害児者相談	毎月第３木曜	
保険・年金相談	毎月第４水曜	
女性相談	毎月第４金曜	
＊法律相談	毎月第２金曜	10：00 ～ 16：00

専門相談については予約制。電話による相談も可。
◇偶数月は司法書士が応相談。
＊法律相談は、月初めから受付。
　無料での相談は一人１回です。
＊専門相談は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になる場合があります。

障害者虐待防止相談

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）
問い合わせ　竹原市障害者虐待防止センター
☎ 24-6007

人権相談

・みんなの人権 110 番　☎ 0570-003-110
・子どもの人権 110 番　☎ 0120-007-110
・女性の人権ホットライン　☎ 0570-070-810
　受付時間　平日　８時 30 分～ 17 時 15 分

高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金	8：30 ～ 17：00（ふくしの駅）

※上記以外は転送電話にて対応します。
※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため今月は中止となりました。
問い合わせ　地域包括支援センター　☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所　ふれあい館ひろしま（中央 2-4-3）
　９時～ 18 時　※ 7/18、8/13 ～ 15 は休館
問い合わせ　いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時　毎月第２水曜日　10 時～ 15 時 30 分
場所　人権センター１階会議室
※相談は予約制です。
※前々日の正午までに要申し込み。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止になる場合があります。
申し込み・問い合わせ　呉年金事務所　☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。
日時　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）９時～ 17 時
場所　県庁農林庁舎１階（広島市中区基町 10 番 52 号）
問い合わせ　広島県生活センター　☎ 082-223-8811

行政相談

行政相談　国の行政への苦情や相談を受け付けます。
問い合わせ　入駒 智子（忠海東町）　☎ 26-0235
　北嵐 浩（塩町）　☎ 24-6760

令和２年度の消費生活相談の状況について

【相談件数】
令和２年度の相談件数は 125 件でした。
相談内容別のトップ３は次のとおりです。
①食料品・健康食品（ダイエットサプリメントなど）16.8%
②福祉・医療・美容（マスク・美容液など）12.8%
③土地・建物・不動産賃貸借（賃貸アパート・排水管洗浄など）9.6%

【相談の概要】
●健康食品や化粧品などを、「初回お試し価格」の広告に誘われ申し込んだが、定期購入コースになっていたという契約の解約トラブルが多かった。
●ハガキなどの郵便物に代わり、メールやＳＮＳを利用した働きかけ、迷惑勧誘が大半を占めた。
●「新型コロナウイルス感染症」にまつわる相談が、複数寄せられた。

【新型コロナウイルス感染症関連の主な相談事例】
●新型コロナワクチンが余っている。料金を支払えば優先的に受けられる。
⇒金銭や個人情報の収集が目的と思われ、要注意です。
●受給資格のない個人でも国の「持続化給付金」が受けられると聞いたが本当か。
⇒これは法律違反にあたる働きかけです。決して応じないようにしましょう。
●パック旅行が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった。返金など、業者の対応に納得できない。
⇒旅行やイベントの中止については契約内容を確認しましょう。不利な条件を提示された場合はご相談ください。

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室（☎２２－６９６５）にご相談ください。

同和問題について正しい理解を深めましょう

同和問題（部落差別）とは

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なおこうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別等の問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

法務省の人権擁護機関による取組

法務省の人権擁護機関では、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。

例えば、結婚差別や差別発言等について、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することにより、自発的･自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させたり、将来再びそのような事態が発生しないよう注意喚起したりしています。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています

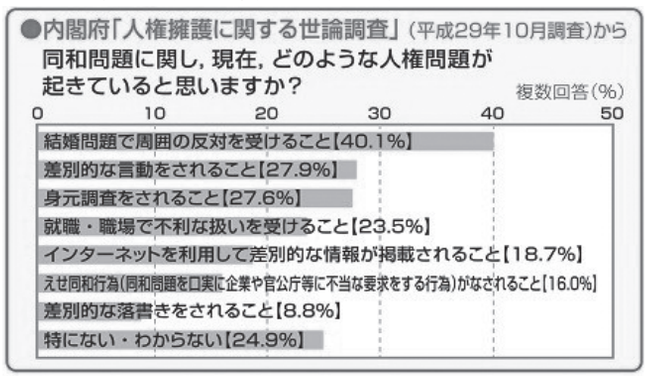

同和問題の解消に向けて

平成２８年１２月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり部落差別は絶対に許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であると定められています。

市では、法の趣旨を踏まえ、全ての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され､部落差別のない社会を実現するために、国や県と連携しながら引き続き同和問題の解消に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解をお願いします。

問い合わせ

竹原市人権センター　☎２２－３７２６

広島法務局東広島支局（法務省人権擁護機関）

☎０８２－４２３－７７０７

令和３年 第２回　竹原市議会定例会

６月 15 日から 25 日までの期間で、市議会定例会が開催され、報告８件、議案８件が審議・可決されました。主な議案は次のとおりです。

◆令和３年度一般会計補正予算（第２号）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に必要な歳出予算等について、１，７４０万７千円を増額した専決を報告するものです。

◆令和３年度一般会計補正予算（第３号）

子育て世帯生活支援特別給付金（その他の子育て世帯分）給付事業に必要な歳出予算等について、２，０００万円を増額した専決を報告するものです。

◆令和３年度一般会計補正予算（第４号）

農林水産施設災害復旧事業、母子家庭等総合支援事業、消防団員装備品整備事業等、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、１億５３８万３千円を増額するものです。

◆災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案

減免申請書の押印を廃止するものです。

市民人権標語　　小学生の作品　　命はね　一人一人の　たからもの